

# 郵送による戸籍謄本等申請書

(戸籍は必ず本籍地の市町村に請求してください)

市区町村長 殿

令和 年 月 日

請求者	住所			
	氏名		生年月日	
	日中の連絡先	自宅・その他( ) TEL		(携帯可)
	請求理由 (使いみち)			
	筆頭者との続柄 (具体的に)			
必要な書類		謄本	抄本 (必要な方のお名前)	手数料
	戸籍	通	通 ( )	1通 450円
	除籍	通	通 ( )	1通 750円
	改製原戸籍	通	通 ( )	
	戸籍の附票	通	通 ( )	1通 300円
	住民票	通	通 ( )	
	身分証明書	※本人以外からの申請の場合は委任状が必要です		
	本籍	※住民票を請求する場合は住所を記載してください		
	フリガナ			
	筆頭者	※住民票を請求する場合は世帯主を記載してください		
必要事項	※例: ~の死亡記載のあるもの、~の出生から死亡までの記載のあるもの各○通、○○の住所が載っている戸籍の附票			

注意: 戸籍(除籍・改製原戸籍)は請求者本人及び同一戸籍内の人以外が請求する場合は委任状及び疎明資料の添付が必要です。

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はその内容をお書きください。

届出日	令和 年 月 日	届出の種類	出生・死亡・婚姻・離婚
届出地	都道府県 市区町村		その他( 届 )

## 同封するもの

- 返信用封筒(請求者のご自宅の住所と氏名を記載し、切手を貼ったもの)
- 手数料分の定額小為替証書(郵便局で購入し、無記名で同封してください)
- 請求者の運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証など住所が記載されている身分証明書の写し

- 郵便での請求は配達日数とこちらでの処理日数がありますので、余裕を持って請求してください。
- 連絡先には日中必ず連絡が取れる電話番号をお願いします。(勤務先・携帯可)
- 請求者の氏名欄は本人の署名または記名押印をお願いします。
- 戸籍の筆頭者とは戸籍の最初に書かれている方です。亡くなられても変わりません。
- 手数料は大多喜町のものです。他の市区町村に請求される場合、手数料、送付先などご確認ください。
- 大多喜町へ請求される場合は  
〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地 大多喜町役場 税務住民課住民係 へお送りください。  
お問合せ 0470-82-2114